

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	豊前市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.buzen.lg.jp/shimin/mynumber.html

執行機関名 豊前市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの	豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年告示第36号)に基づく小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)別表第1 第4の項 豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年告示第36号)に基づく小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第2条、第3条	豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年告示第36号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、 <u>児童</u> を心身ともに健やかに <u>育成</u> する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。	第1条 この告示は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、 <u>日常生活の便宜</u> を図り、その <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成20年告示第36号)